

議案第 25 号

伊賀市公共施設最適化基金条例の制定について

伊賀市公共施設最適化基金条例を次のとおり制定しようとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市公共施設最適化基金条例

(設置)

第 1 条 伊賀市公共施設最適化計画に基づき、公共施設の解体及び複合化等に要する経費の財源に充てるため、伊賀市公共施設最適化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金への積立額は、財政の状況を勘案して一般会計歳入歳出予算の定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に定める基金の設置目的に従い必要と認めるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。